

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

平成 30 年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

平成 30 年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

○ 障害児保育に係る算定関係

「社会福祉費」において、保育所における受入障害児数を用いた密度補正の算定方法に関する規定を整備。

○ 市町村の姿の変化に対応した算定関係

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、「その他の教育費」及び「保健衛生費」において、人口密度による需要の割増し等に係る補正係数の算定方法に関する規定を整備。

○ 東日本大震災関係

東日本大震災の被災団体に対し、普通態容補正に用いる地域区分（種地）に係る点数の算定方法等について、特例措置を講じる規定を整備。

○ その他所要の年次更新

それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

3. 施行期日

平成 30 年 7 月 24 日に公布・施行（普通交付税の額の決定日と同日）